

平成29年度

# 第1回稲荷第一市民センター運営審議会

日 時 : 平成29年6月27日(火)

午後2時00分～

場 所 : 稲荷第一市民センター 会議室

## 《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 平成28年度事業報告及び利用状況について

(2) 平成29年度運営方針及び重点目標(案)について

(3) 平成29年事業計画(案)について

(4) その他

4 閉 会

稲荷第一市民センター運営審議会委員名簿

《 任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日 》

(順不同・敬称略)

氏名	住所	電話	備考
宮部 永一			稲荷第一地区まちづくり会会長
前野 進			稲荷第一地区まちづくり会副会長
出澤 裕史			稲荷第一地区まちづくり会総務部長
川井 洋子			稲荷第一小学校長
木村 栄子			水戸市民生委員
星野 幸子			施設利用者代表

稲荷第一市民センター職員名簿

職名	氏名	主な担当
所長	白田 美由紀	総括
職員	星 久子	庶務・経理・定期講座
職員	太田 広子	ひまわり大学・子ども教室・成人セミナー・女性セミナー・家庭教育学級

夜間休日等警備業務委託者

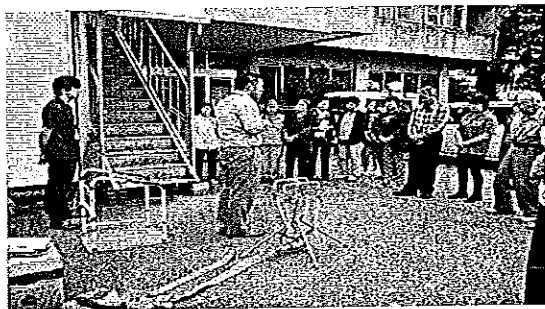
委託先	日新警備保障(株)
-----	-----------

(1)平成28年度事業報告及び利用状況について

一般教養講座

講座名	内 容	開催日	対象者	人数	講師名等
家庭教育学級	親子体操	6月14日	幼稚園児と保護者	63名	飛田幸乃
	万華鏡づくり	9月25日	保育所幼児と幼稚園園児	68名	角田恒巳
	人形劇・カーテンシアター	12月22日	幼稚園園児と保護者	92名	四つばの会・(西村洋子 佐藤ひろみ・河野真理子)
	家庭教育講演会	2月8日	就学前保護者	30名	島田 れい子

ひまわり大学	我が家の防災について	6月16日	ひまわり大学受講生	25名	水戸市地域安全課職員
	移動学習	9月15日		26名	土浦方面
	足たっしや講座	10月27日		18名	友部静江
	わかりやすい相続講座	1月21日		18名	宮部永一



夏休み子ども教室	絵画教室【Aコース】	8月3日 8月4日	稲荷第一小学校 児童 (全学年)	42名	関徹
	絵画教室【Bコース】	8月24日 8月25日		32名	関徹
	書道教室【Aコース】	8月1日	稲荷第一小学校 児童 (3~6年)	12名	小林清美
	書道教室【Bコース】	8月2日		14名	小林清美
冬休み子ども教室	書道教室	12月15日	稲荷第一小学校児童 (3~6年)	9名	小林清美

成人セミナー	移動学習・そばづくり	12月9日	水戸市在住 成人男女	20名	北茨城方面
	お味噌づくり	11月25日		12名	秋葉味噌(株)社員2名
		1月27日		16名	秋葉味噌(株)社員2名
女性セミナー	ポーセリンアート	3月2日	水戸市在住 成人女性	14名	富田香代子

## 平成28年度利用団体別利用状況

区分 (月)	市民センター		社教団体		市/県		その他		小計		(館外)		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	(回数)	(人数)	回数	人数
4	2	8	5	76	1	15	3	22	11	121	0	0	11	121
5	4	24	3	24	3	35	1	8	11	91	0	0	11	91
6	11	71	3	24	4	44	3	48	21	187	0	0	21	187
7	7	38	1	9	0	0	2	17	10	64	0	0	10	64
8	11	117	1	21	0	0	0	0	12	138	0	0	12	138
9	5	31	2	9	0	0	1	9	8	49	3	159	11	208
10	1	15	2	24	0	0	1	5	4	44	2	718	6	762
11	24	482	5	47	0	0	6	84	35	613	0	0	35	613
12	27	231	7	155	2	52	8	115	44	553	2	114	46	667
1	29	351	3	86	0	0	4	70	36	507	1	20	37	527
2	39	322	5	38	0	0	10	143	54	503	0	0	54	503
3	41	446	6	71	1	6	12	250	60	773	0	0	60	773
計	201	2,136	43	584	11	152	51	771	306	3,643	8	1,011	314	4,654

## (2) 平成29年度運営方針及び重点目標について (案)

### 運 営 方 針

東日本大震災の影響により、稲荷第一市民センターは、長く、使用不可という厳しい状況が続いていたが、昨年度、新市民センターとして開設となった。

新市民センター開設により、改めて、地域コミュニティ活動の継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

### 重 点 目 標

#### I 地域コミュニティ活動の支援

##### 1 地域コミュニティ活動の活性化

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた支援に努めながら、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を促進する。

- (1) 稲荷第一地区の特色ある行事等の活性に努める。
- (2) 稲荷第一市民センターの役割分担を明確にし、各種団体との連携強化に努める。
- (3) 地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりを支援する。
- (4) 地域団体や関係機関と連携しながら、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

##### 2 地域防災活動との連携

災害発生初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、日頃からの訓練や防災計画等、地域における防災活動に積極的に参加するとともに、支援活動の強化に努める。

## Ⅱ 生涯学習活動の推進

### 1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である稲荷第一市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢化社会への対応など、「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

#### (1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、「女性セミナー」や「ひまわり大学」等に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなど、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

#### (3) 家庭教育学級の開催

家庭には、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割や子供の心の理解、躾など、家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの際に家庭教育講演会等を開催し、家庭の教育力向上に努める。

### 2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう支援するとともに地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつなげられる環境づくりに努める。

#### (1) 地域資源の活用

市内には、弘道館をはじめとする歴史的な資産や、歴史館などの文化施設、大学などに恵まれている。このため、生涯学習の振興に取り組む機関や団体と連携し、地域資源を活用した事業を開催する。

(2) 学習活動の成果を発表する場の創出

稲荷第一市民センターにおいて活動している団体の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を促す。

(3) 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことは、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

(4) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が、日常生活の中で学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

このため、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、運営審議会等の第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(1) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校や家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 平成29年度事業計画(案)について

一般教養講座

講座名	内 容	開催日	対象者
家庭教育学級	スイーツデコ	6月28日	幼稚園児と保護者
	音と遊ぶ	10月23日	幼稚園児と保護者
	未定	未定	幼稚園児と保育所幼児
ひまわり大学	民俗芸能楽器〈銭太鼓〉 公演と体験	6月15日	ひまわり大学受講生
	移動学習「なめがたファーマーズヴィレッジ」他	9月21日	
	万華鏡作り	10月19日	
	講演「津軽三味線の響き」	平成30年1月18日	
夏休み 子ども教室	絵画教室【Aコース】	8月9日 8月10日	稲荷第一小学校児童
	絵画教室【Bコース】	8月23日 8月24日	
	書道教室【Aコース】	8月7日	
	書道教室【Bコース】	8月8日	
冬休み 子ども教室	書初め教室	12月26日	稲荷第一小学校児童
成人セミナー	移動学習「未定」	11月24日	水戸市在住成人男女
	味噌作り教室	平成30年1月24日	
女性セミナー	未定	未定	水戸市在住成人男女



平成29年度 定期講座開設状況について

定期講座（クラブ）

講座名	開催日・時間		在籍数	室名	講師名	代表者名
手編みクラブ	1・3火曜	9:30～12:00	9人	会議室	—	飛田 幹子
かいづか句会	1・3火曜	13:00～15:00	5人	会議室	小竹 亨	宮本 茂登
和紙ちぎり絵クラブ	1・3金曜	10:00～14:00	2人	会議室	小森 富子	宮部 初江
絵てがみ	1土曜	9:30～11:30	18人	会議室	鯨 和子	高野 悦子
扇・梅の会	2・4火曜	13:00～16:00	7人	和室	—	星野 幸子
骨盤体操教室	2・4木曜	10:00～11:30	13人	和室	根本 貴世子	飯島 恵子
しあわせスイーツ	1金曜	9:00～13:00	9人	調理室	塚原 秩子	渡辺 かしこ
パン作り	2金曜	9:00～13:00	10人	調理室	三熊 理恵	松野 深雪
カラオケクラブ	1・3月曜	13:00～15:30	18人	ホール	上杉 京子	星野 幸子
詩吟愛好会	1・3木曜	13:30～15:30	5人	多目的ルーム	—	松本 初夫
郷土民謡愛好会	1・2金曜	13:00～16:30	10人	多目的ルーム	—	星野 隆

平成29年度まちづくり会事業計画について

月	日	関連事業(まちづくり会)	
H29	5	14 まちづくり会総会	
		23 花苗配布(ベゴニア)	
6	4	稲荷第一地区お父さんソフトボール大会	
	9	花苗配布(サルビア他)	
	22	地区花壇コンクール	
	25	常澄ブロック球技大会(ソフトボール)	
7	9	常澄ブロック球技大会(ソフトバレーボール)	
10	上	広報紙「ふれあい稲荷-32号」発行	
	上~中	小学校草刈り	
	8	市民運動会	
11	3	常澄ブロック歩く会	
	14	FMぱるるん	
	19	ふれあいまつり	
12	上~中	生涯学習部主催事業	
H30	1	中	郷土かるた地区大会
		2	10 市民懇談会
	中	花苗配布(パンジー)	
3	下	広報紙「ふれあい稲荷-33号」発行	

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1

水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1